

退所児童等アフターケア事業 運用開始のお知らせ

平成27年11月1日

関係者のみなさまへ



〒810-0042
福岡市中央区赤坂1-16-13
上ノ橋ビル7階（小坂法律事務所内）
TEL 092-791-1673
FAX 092-791-1674
WEB <http://sodachinoki.org>

理事長 橋山吉統



拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当法人では、このたび、福岡県から「退所児童等アフターケア事業」を受託し、同事業を本日から開始することとなりました。

ご存じのとおり、児童養護施設や里親家庭から自立した子どもたちの中には、就職先や進学先で相談相手もなく、人間関係に悩んだり、孤立して会社や学校を辞めたりするなど、安定した生活が送れていない方も多くいらっしゃいます。こうした子どもたちの自立を支えるため、平成10年に厚生労働省が要綱に基づいて制度化したのがこの事業です。

福岡県においては、従前、NPO法人青少年の自立を支える福岡の会が「いっしょふくおか」の名称で同事業を運営していましたが、本年3月で事業を終了しており、今般、当法人が県の委託を受け、この事業を始めることとなったものです。

もとより、児童養護施設や里親のみなさまにおかれましても、措置解除後の子どもたちに対して日々ご支援に尽力されているものと存じておりますが、当法人と致しましては、そうした関係者のみなさまには手の届きにくい課題や、協働することでより充実した支援が期待できる課題について、積極的に役割を果たしていきたいと考えています。

事業内容としては、①措置解除後の子どもに対する相談（援助）事業、②自立を控えた子どもに対する自立支援事業（講習会の実施など）、③仲間づくり事業（交流会の開催など）が定められていますが、まずは①の事業を開始し、②及び③の事業については、社会的養護にかかわるみなさまからご意見を伺いながら、その具体的内容について検討していく予定です（内容が定まり次第、改めてご案内させていただきます。）。

相談（援助）事業の内容としては、電話や面談によって措置解除後の子どもたちの悩みを聞き、必要なアドバイスを行ったり、ハローワークや福祉事務所などの関係機関に同行したりしながら、生活を安定させるための支援を行います。

措置解除後も生活が安定しない子どもや若者がいらっしゃいましたら、当法人をご案内いただきますようお願い致します。この事業の窓口は、今年4月から当法人が運用している相談窓口「ココライン」をそのまま利用しますので、こちらの連絡先をご案内ください。

敬具



ココライン

電話 092-791-1673
FAX 092-791-1674
WEB <http://sodachinoki.org/kokoline>